# 逗子市市制70周年記念ロゴマーク取扱い要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、逗子市市制70周年記念ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。) の使用について、必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

### (使用の届出)

- 第3条 ロゴマークを使用する者は、事前に「逗子市市制70周年記念ロゴマーク使用届出書(第1号様式)」を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
- (1)市制70周年記念事業又は市が行う事業で使用する場合。
- (2)報道機関等が市制70周年の報道又は広報のために使用する場合。
- (3)個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合。
- (4)その他、市長が使用届出を必要としないと特に認める場合。

## (使用期間)

第4条 ロゴマークを使用する期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

## (遵守事項)

- 第5条 ロゴマークを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1)市が提供するものを使用し、デザインの改変等(比率や色の変更を含む)はしないこと。
- (2)ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3)商標登録、意匠登録等著作物等に関する自己の権利について新たに設定又は登録をしないこと。

## (使用の中止)

- 第6条 市がロゴマークの使用に関し次の各号に該当すると判断した場合、ロゴマークを 使用する者は使用を中止しなければならない。この場合において、当該使用をした者に 損害が生じても、市はその責めを負わない。
- (1)本要領に違反するもの。

- (2)市の信用や品位を傷つけるもの、又はそのおそれがあるもの。
- (3)他者の財産、プライバシー等を侵害するもの、又はそのおそれがあるもの。
- (4)他者に不利益、損害を与えるもの、又はそのおそれがあるもの。
- (5)法令若しくは公序良俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの。
- (6)犯罪行為、犯罪行為に結びつくもの、又はそのおそれがあるもの。
- (7)前条の規定によらず、営業活動、営利のみを目的とするもの、又はその準備を目的とするもの。
- (8)他者の名誉、信用を毀損するもの。
- (9)政治活動、選挙運動又は宗教的活動に関するもの。
- (10)自己の商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用するもの。
- (11)その他、市がロゴマークを使用させることが不適当と認めるもの。

## (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要事項は、市が別に 定める。

### 附則

## (施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## (要領の失効)

この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

### 別図 (第2条関係)

1. カラー





